

東南アジア地域

- ①タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画プロジェクト（フェーズ1）
- ②カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト（フェーズ2）

外部評価者：株式会社フジタプランニング 鶴田 浩史

0. 要旨

本プロジェクトは、東南アジア地域の家畜衛生状況の改善や畜産物へ悪影響の緩和といったニーズに応じるものであり、同じく対策構築のための能力強化を期待する東南アジア地域の政策や各国政策とも整合するものであった。さらに、東南アジア地域の人材育成や家畜疾病防除に積極的であった日本の援助政策とも合致し、妥当性は高かった。事後評価時において、家畜衛生状況の改善までには至ってはいないものの、プロジェクト活動を通し、越境性家畜疾病対策の中核をなす家畜疾病診断・検査技術の改善、人的交流・コミュニケーションの促進など、一定の貢献が認められ、有効性・インパクトは中程度と判断する。また、各種活動は計画通りに行われ、効率性は高かった。事後評価時、家畜疾病対策の優先度は依然高く、実施機関の体制も維持され、フェーズ1より支援した中央レベルの検査・診断機関の活動も持続していたが、フェーズ2の試験的な活動（以下、パイロット活動という）は、一部の国で、財政的な課題等により停滞しており、持続性は中程度である。

以上より、本プロジェクトの評価は高いといえる。

1. 案件の概要



(対象6カ国・位置図)



(家畜・畜産の様子)

1.1 協力の背景

1990年代後半、タイ及びその周辺国であるカンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムでは、流通の改善により国境を越えた家畜の移動が増加してきていた。家畜移動の増加は、越境性家畜疾病の感染拡大リスクを増大させる。しかし、域内の家畜疾病拡大を管理する体制は十分に整備されておらず、家畜衛生状況の悪化が見込まれた。家畜疾病は家畜の生産性や畜産物の取引に悪影響を及ぼし、畜産業にとって重大な損失をもたらす。また、場合によっては、人間の健康にも被害を与える。

こうした状況の中、1998年、対策先進国であるタイ国政府は、東南アジア地域内の家畜衛生状況の改善と疾病拡大の予防、また、国境間及び地域的防除体制の強化が必要と判断し、日本政府に技術協力を要請した。これを受け、国際協力機構（以下、JICAという）は5度にわたる事前調査を実施し、タイをはじめ上記6カ国と協議を行い、2001年12月より2006年12月までの5年間の予定で家畜疾病防除技術の改善を目的とする広域プロジェクト「タイ王国及び周辺国における家畜疾病防除計画」（以下、フェーズ1という）を実施した。

しかし、フェーズ1の実施中に、東南アジア地域において、初の鳥インフルエンザが発生し、各国の疾病防除技術の更なる強化と域内及び国内における疾病監視体制の増強が求められる状況となった。そして、フェーズ1参加国は再度、我が国に対して、技術支援を要請した。JICAは、これを受け、フェーズ1の教訓等を踏まえつつ、2008年2月より3年間の予定で、「カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト フェーズ2」（以下、フェーズ2という）を実施した。

1.2 協力の概要

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2
上位目標	タイ及び周辺国において家畜衛生の改善が促進される	地域（6カ国）レベルにおいて越境性家畜疾病の監視体制が構築される
プロジェクト目標	タイ及び周辺国において家畜疾病防除技術が改善される	現場（パイロットサイト）、地方、中央レベルにおいて越境性家畜疾病の監視体制が構築される
成果	成果1	口蹄疫を含む家畜疾病を効率的にコントロールすべく、地域協力体制及び人材等が強化される
	成果2	家畜疾病診断技術が向上する
	成果3	ワクチン製造及び品質管理技術が向上する
	成果4	家畜検疫技術が向上する
投入実績	【日本側】 1. 専門家派遣 のべ25人（長期専門家のべ6人、短期専門家のべ19人） 2. 研修員受入 のべ17人（日本へのカウンターパート研修） 3. 第3国研修 111人（タイ、マレーシアでの研修） 4. 機材供与 123百万円 5. 現地業務費 93百万円 【相手国側】 1. カウンターパート配置 2. 土地・施設提供 3. 研修実施 40コース・88人（タイ）、	【日本側】 1. 専門家派遣 のべ42人（長期専門家のべ3人、短期専門家のべ39人） 2. 研修員受入 のべ12人 3. 第3国研修 0人（プロジェクト活動として域内交流あり） 4. 機材供与 30.5百万円 5. 現地業務費 133.8百万円 【相手国側】 1. カウンターパート配置 2. 土地・施設提供 3. タイ人・マレーシア人専門家の周

フェーズ	フェーズ 1	フェーズ 2
	5 コース・16 人（マレーシア） 4. 支援スタッフへの財政支援（タイ） 5. ローカルコスト負担（支援スタッフに対する財政支援やタイ国内での研修費の負担等）	辺国への派遣 4. ローカルコスト負担（ラオス・2,500 米ドル、マレーシア・1 万 6400 米ドル、ミャンマー・2,271 万チャット、タイ・352 万 5000 バーツ、ベトナム・2 万 2,000 ドル（終了時評価時））
協力金額	472 百万円	380 百万円
協力期間	2001 年 12 月 ～2006 年 12 月	2008 年 2 月～2011 年 2 月
相手国関係機関	タイ・農業・協同組合省畜産振興局、カンボジア・農林水産省家畜衛生生産局、ラオス・農林省畜水産局、マレーシア・農業省獣医サービス局、ミャンマー・畜水産省家畜改良獣医局、ベトナム・農業農村開発省家畜衛生局	
我が国協力機関	農林水産省、家畜衛生研究所	農林水産省、動物衛生研究所
関連案件	タイ：1977-1986 家畜衛生改善計画（技協）、1986-1993 家畜衛生・生産研究所計画（技協）、1993-1998 家畜衛生研究所計画フェーズ 2（技協）、1997-2001 第三国研修「重要家畜伝染性疾病の診断技術と防疫技術」（技協） マレーシア：1986 アセアン家禽病研究訓練センター整備計画（無償）1986-1998 アセアン家禽病研究訓練計画（技協）、1991-2000 第三国研修「アセアン家禽病特殊診断」、2006-2009 第三国研修「鳥インフルエンザ診断技術研修」、2009-2011 第三国研修「発生源における鳥インフルエンザ診断」、2012-2015 第三国研修「東南アジア向け発生源における鳥インフルエンザ診断」 ミャンマー：1995 家畜衛生センター機材整備計画 ベトナム：2000-2005 国立獣医学研究所強化計画（技協）	

フェーズ 1 は、対象 6 カ国の中央レベルの検査・診断機関の家畜疾病診断技術及び各国間のネットワークの強化を目的に実施された（中央レベルの取り組み、東南アジア地域全体での取り組み）。フェーズ 2 は、フェーズ 1 の各国中央レベルの検査・診断機関での成果を「中央」から「地方」、「現場」へ展開するとともに、「中央」「地方」「現場」のつながりの中で、疾病の迅速な連絡・通報を可能とする体制の整備をパイロット活動として試行し、家畜疾病監視体制の強化を目指した（中央レベルの取り組みに加え、地方、現場での取り組み）。併せて、越境性を有する家畜疾病の監視体制を構築するために、対象 6 カ国間の連携・協力関係の強化を目指した（東南アジア地域の取り組み）。

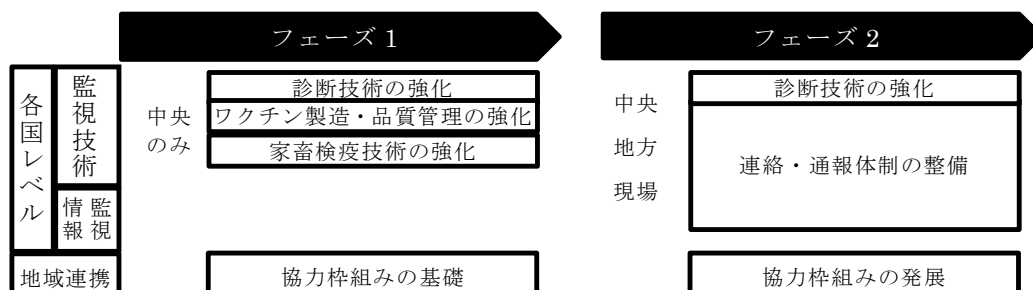


図 1 プロジェクトの概要—越境性家畜疾病体制の構築

(出所) プロジェクト資料より加筆修正

1.3 終了時評価の概要

1.3.1 終了時評価時の上位目標達成見込み

フェーズ1では、上位目標である家畜衛生の改善に関し、定量的なデータの収集や家畜疾病防除の方法の特定が困難であり、達成の見込みを見極めることは難しいと判断されたものの、家畜衛生の改善のための土台となる家畜疾病診断能力の強化が進み、上位目標の達成に一定の貢献があったと見なされた。

フェーズ2では、上位目標である地域（6カ国）間で越境性家畜疾病の監視体制の構築に関し、各国の実施機関の局長レベル会議で、家畜移動の管理システムの調和化の方向性が整理されたり、家畜移動の管理に関する共同声明が発出されたりし、今後の東南アジア地域の監視体制の構築に向けたコンセンサスが醸成されたと判断された。

1.3.2 終了時評価時のプロジェクト目標達成見込み

フェーズ1では、各国中央レベルの検査・診断機関の診断能力強化の活動や機関間の交流が行われ、家畜衛生状況に関する相互理解の醸成、疾病診断技術・ワクチン生産・品質管理技術の向上等の成果が産出された。その結果、各国間の人的交流の発展や新規診断技術の導入を指標とするプロジェクト目標は、概ね達成されると判断された。

フェーズ2では、東南アジア地域全体を通じた検疫システムの構築に加え、疫学手法の導入、個別診断技術の向上に関し、各国の状況に応じた体制が概ね整備されたとし、プロジェクト目標の達成度はある程度高いと判断された。

1.3.3 終了時評価時の提言内容

フェーズ1及びフェーズ2の終了時評価時の提言内容と事後評価時の対応状況を次頁の表1に示す。

フェーズ1では、各国の人的なつながりは強化されたものの、それを越えた組織間の連携強化は不十分と認識され、国内及び対象各国間における家畜衛生情報の共有のための更なる強化¹が提言された。また、タイ、マレーシアの中央レベルの検査・診断機関に対し、近隣諸国へ専門家として派遣できる人材の育成が提案された。

フェーズ2では、家畜移動の管理システムの調和に関し、東南アジア地域内の包括的な政策の構築、各国の強いコミットメントとリソースの提供等、具体的な成果を上げるための方法を各国で協議することが提言された。

¹ 家畜疾病防除において、国内及び各国間における家畜発生や動物の移動の情報の共有は不可欠である。このような提言を受け、国内の家畜疾病情報の流通の改善を図ることをプロジェクト目標にし、各国間の情報共有体制の強化を上位目標にしたフェーズ2が検討された。

表 1 終了時評価時の提言内容とプロジェクト終了後の対応状況
(終了時評価要約票より抜粋・要約²)

終了時評価時の提言	プロジェクト終了後の対応状況*
(フェーズ 1)	
1. 協力期間終了までのプロジェクト運営管理の強化	
プロジェクト・オフィスとナショナル・コーディネーターの機能と役割を規定し、残された協力期間に、それぞれが必要な機能や役割を的確に遂行することが求められる。	この提言は、フェーズ 2 の計画に引き継がれ、実施体制の精査が行われた。その結果、フェーズ 2 では、プロジェクト・オフィスの機能強化を目的に、各国のナショナル・コーディネーターの活動を取りまとめるリジョナル・コーディネーターが任命されるなど対応が取られた。
2. 協力期間終了までに実施すべき活動について	
「成果 4 家畜検疫技術の向上」に関し、動物移動管理に関するワークショップを開催することやプロジェクト活動を通じて導入された家畜疾病診断技術を国境沿いの検疫ポイントに導入することが求められる。	動物移動管理に関するワークショップに関する提言は、フェーズ 2 に引き継がれ、フェーズ 2 実施時に数回のワークショップが開催された。 国境沿いの検疫ポイントへの家畜疾病対策技術の導入に関する提言は、フェーズ 1 完了までに行われなかったが、フェーズ 2 計画・実施時、タイのパイロット活動に組み込まれた。
3. 組織レベルのネットワークの強化	
組織間のネットワークの構築はまだ十分なレベルにまでは至っていない。国内及び対象各国間の家畜衛生に関する情報の一層の共有を進めるために、組織間のネットワークの更なる強化が望まれる。 加えて、当該地域においては、国際機関との間の一層の情報共有も望まれる。	フェーズ 2 において、プロジェクト目標として、組織間の情報共有のためのネットワークの強化が組み込まれた。 また、国際機関との連携については、フェーズ 2 実施時、フェーズ 1 と大きな変化はないものの、適宜国際機関とセミナー等を開催し、連携を取った。
(フェーズ 2)	
1. 家畜移動管理の調和化の取り組みの具体化	
家畜移動の管理システムの調和化についての共同声明が出されたが、具体的な成果を挙げるための措置を各国で十分協議することを提案する。	家畜移動の管理システムの議論は、他の地域連携の取り組みに引き継がれた。施策の具体化は進められているが、依然、議論が行われている。

(出所) 終了時評価報告書、事後評価時の聞き取り調査

*事後評価時の確認内容

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

鶴田 浩史 (株式会社フジタプランニング)

² 提言には、国別の提言と地域連携に関するものがあり、フェーズ 1 及びフェーズ 2 ではそれぞれ重点が異なる。上記では、フェーズ 1 とフェーズ 2 の共通事項や本報告書の分量を考慮し、地域連携に関する提言を抜粋し、要約した。

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2013年9月～2014年3月

現地調査：2013年11月10日～12月7日、2014年2月18日～3月11日

2.3 評価の制約

情報収集の際に、下記の制約があった。

- フェーズ1の相手国関係機関の関係者の多くは既に引退・異動しており、聞き取りを行うことができなかった。これにより、フェーズ1の成果産出に至るプロセス、すなわち、プロジェクト活動や投入、取り巻く環境等に関する教訓抽出は不十分となっていると考えられる。
- 同様に両フェーズともに、広域連携業務に携わった長期専門家の一部への聞き取りは実施することができなかったため、国別の活動への関与の強い関係者の視点に基づく分析となっている。従って、広域活動の実施監理の課題や負担、複雑さ等の分析・判断は慎重に行うこととし、可能な限り収集できる情報や関係者の視点を増やすことを目的に、対象6カ国（パイロット地域を含む）すべてに対し、現地調査補助員で代替することなく、上記評価者が踏査を行った。

3. 評価結果（レーティング：B³）

3.1 妥当性（レーティング：③⁴）

3.1.1 開発政策との整合性

3.1.1.1 東南アジア地域の地域政策

フェーズ1開始時には、越境性家畜疾病対策に関する明確な東南アジアの地域政策は存在していなかったものの、世界食糧サミット（1996）、国連食糧農業機関（以下、FAOという）第31回会議（2001）等の国際的な場において、各国・地域・世界規模の対策の確立が提言されていた。

これら提言を受け、フェーズ2開始直前の2004年、国際獣疫事務局（以下、OIEという）及びFAO共同のイニシアティブである「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み」（以下、GF-TADsという）が発出され、地域連携の強化や各国内での疾病診断の能力の向上、疾病報告体制の整備等に向けた世界的な指針が示された。以降、事後評価時まで、GF-TADsは、越境性家畜疾病対策の主要政策として位置づけられている。また、フェーズ2完了時、「第5次OIE戦略計画2011-2015」が立案され、同計画の下、史上初のアジア・太平洋地域の地域行動計画フレームワークが策定されるなど、東南アジア地域の地域連携の重要性が示された。

以上より、フェーズ1・フェーズ2ともに、東南アジア地域での越境性家畜疾病

³ A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

⁴ ③：「高い」、②「中程度」、①「低い」

対策強化への貢献を目指しており、東南アジア地域の地域政策との整合性が高いといえる。

3.1.1.2 各国政策

フェーズ1開始（2001年）からフェーズ2開始（2008年）まで、並びにフェーズ2完了時（2011年）の対象各国の畜産振興政策及び家畜疾病対策は、表2のとおりである。フェーズ1開始当初よりフェーズ2完了時まで、畜産振興対策は国家開発計画の優先課題となっていた。また、家畜疾病対策も、フェーズ1開始時には、種々の政策が打ち出され、フェーズ2完了時には、国家開発計画にまで盛り込まれるようになった。

以上より、本プロジェクトは、対象各国の畜産振興政策及び家畜疾病対策と合致していただけてなく、当該分野の政策の発展の流れに沿うものであった。

表2 対象6カ国の畜産振興及び家畜疾病政策

国名	フェーズ1開始～フェーズ2開始まで (2001～2008)		フェーズ2完了時 (2011)	
	畜産振興が明示されている政策等	家畜疾病対策が明示されている政策等	畜産振興が明示されている政策等	家畜疾病対策が明示されている政策等
カンボジア	第1次社会経済開発計画 1996-2000、第2次社会経済開発計画 2001-2005	動物の移動管理のための補則、口蹄疫防除・撲滅国家戦略等	国家戦略開発計画更新版 2009-2013	国家戦略開発計画更新版 2009-2013
ラオス	農業開発計画 1991-2000、第6次国家社会経済開発計画 2006-2010	動物や動物製品の移動、国境間・ラオス国内での獣医サービスの提供に関する各種規則等	第7次国家社会経済計画 2011-2015	農林省畜水産局の5カ年計画 2011-2015、第7次国家社会経済計画 2011-2015等
マレーシア	第8次マレーシア計画 2001-2005、第9次マレーシア計画 2006-2010	疾病防除・撲滅国家計画、第3次国家農業政策 1998-2010	第10次マレーシア計画 2011-2015	ニューカッスル病対策・国家プログラム、動物法
ミャンマー	農業長期計画 2001-2030	家畜衛生促進法、獣医委員会法	国家中期優先フレームワーク 2010-2014	国家中期優先フレームワーク 2010-2014
タイ	第8次国家経済・社会開発計画 1997-2001、第9次国家経済・社会開発計画 2002-2006	ワクチン接種（口蹄疫、出血性敗血症、豚コレラ、ニューカッスル病）キャンペーン等	第10次国家経済・社会開発計画 2007-2011、第11次国家経済社会開発計画 2012-2016	第11次国家経済社会開発計画 2012-2016、国家口蹄疫戦略計画 2008-2015
ベトナム	社会経済開発戦略 2001-2010	食品安全及び農業健康行動計画 2006-2010等	社会経済開発戦略 2011-2020	家畜疾病に関する各種25規定等

(出所) 各国政策文書、終了時評価報告書等

3.1.2 開発ニーズとの整合性

3.1.2.1 東南アジア地域の地域ニーズ

フェーズ1開始前後、世界各国で越境性感染症の発生が注目を集めていた。例えば、1997～2003年の世界各国での口蹄疫のアウトブレイクが挙げられる。対象国においても、フェーズ1開始時よりフェーズ2開始時まで、5大越境性家畜疾病⁵の発生が広く報告されており、国境をまたぐ対策、すなわち、家畜移動の管理や検疫体制の強化の整備が不可欠であった。特に、2004年のタイ、ベトナム等における高病原性鳥インフルエンザのアウトブレイクは、同疾病が鳥からヒトに感染する可能性を含んでおり、東南アジア地域内での地域連携を要する対策や体制の構築のニーズがさらに増大した。

以上より、フェーズ1及びフェーズ2ともに越境性家畜疾病に焦点を当てており、これらニーズと整合する。

3.1.2.2 各国ニーズ

各国の越境性動物疾病の発生状況に関して、5大越境性家畜疾病の状況を見た場合、これら疾病は、フェーズ1開始時よりフェーズ2完了時まで広く発生しており、依然として、撲滅・排除できていない状況にあった（例、表3、表4⁶）。また、5大越境性家畜疾病以外のもので、フェーズ1及びフェーズ2が対象とした感染症についても、多くはOIEの家畜疾病リスト⁷に記載されており、対策を講じる必要がある疾病といえ、家畜疾病対策のニーズは存在した。

表3 5大越境性家畜疾病・例) 口蹄疫発生状況

年 (20xx年)	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
カンボジア	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ラオス	■	■	■	■	■	⊗	■	■	■	■	■	■	■
マレーシア	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ミャンマー	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
タイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ベトナム	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	⊗	■

(出所) 2004年まで OIE 動物衛生データ Handistatus、2005年以降、OIE 世界動物衛生情報データベース (以下、WAHIS)

*凡例

■ 疾病が存在・発生 ■ 国内一部で存在・発生
 ■ 感染疑い例あり ⊗ 報告例なし 空白 情報なし

⁵ 口蹄疫、豚コレラ、ニューカッスル病、出血性敗血症、高病原性鳥インフルエンザの5疾病

⁶ 紙面の余白上、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況のみを示す。

⁷ OIE のリストに掲載されると国際的な監視の対象となり、OIE への通報義務 (緊急通報、6ヶ月報告、年次報告等) が義務づけられる。1) 国際的感染拡大状況、2) 清浄国 (リスクを無視できる国) があること 3) 人・家畜・野生動物に被害を有すること、4) 定義・診断法が存在していること の4基準すべてに合致する疾病がリストに記載される”

表 4 5 大越境性家畜疾病・例) 鳥インフルエンザ発生状況

年 (20xx 年)	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
カンボジア					■	■	■	■	■	■	■	■	■
ラオス		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
マレーシア				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ミャンマー				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
タイ				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ベトナム													

(出所) 2004 年まで OIE 動物衛生データ Handistatus、2005 年以降、OIE- WAHIS

*凡例

■ 疾病が存在・発生 ■ 国内一部で存在・発生
 ■ 感染疑い例あり X 報告例なし 空白 情報なし

3.1.3 日本の援助政策との整合性

3.1.3.1 東南アジア地域に対する政策

「政府開発援助（以下、ODA という）大綱」（1992）で、日本の援助政策は、アジア地域に重点を置くとし、また、地球規模課題への取り組みも重点課題として取り上げられた。2003 年の改訂後も同様、アジア地域への焦点は変わらず、「地域協力の枠組みと連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」と、より明確に地域協力の位置づけがなされた。そして、このような ODA 大綱下、フェーズ 1 及びフェーズ 2 の事前評価時から実施期間中、東南アジア地域に対して、下記のような様々なイニシアティブやプログラムが打ち出された。

- 1999 年「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」（東南アジア地域の人材育成と JICA 専門家の派遣の積極化の表明）
- 2003 年メコン地域開発に対するイニシアティブ及びその行動計画（地球規模問題への対処における協力や感染症対策の推進の表明）
- 2008 年福田首相（当時）による「アジア防災・防疫ネットワーク」の構築の提唱

以上より、本プロジェクトは、東南アジア地域を対象とし、越境性家畜疾病防除を目標としていることから、これら日本の援助政策との整合性は高いといえる。

3.1.3.2 対象各国に対する援助政策

下記の表 5、6 に本プロジェクトに関連する各国の援助重点政策を抽出した。フェーズ 1 開始時、ならびにフェーズ 2 開始時、日本は対象各国に対し、必ずしも家畜疾病対策への協力を明確に打ち出していたわけではなかった。しかし、タイ、マレーシアを除く 4 カ国に関しては、疾病対策を要する農業振興・畜産振興に係る援助方針を有していた。また、拠点国（家畜疾病対策の先進国であるタイとマレーシア）に対しては、南南協力や地域協力に対する協力の方針もあった。

以上より、本プロジェクトは、日本の援助政策と合致していた、といえる。

表 5 フェーズ1 開始前後の重点政策

国名	関連重点分野等
カンボジア	農業・農村の開発／畜産部門の強化拡大
ラオス	農林業分野への支援
マレーシア	パートナーシップの推進（南南協力支援）
ミャンマー	大衆に直接裨益する基礎生活分野への協力
タイ	地域協力支援
ベトナム	農業・農村開発／地方開発

（出所）国別援助方針、国別データブック等

表 6 フェーズ2 開始前後の重点分野

国名	開発課題	プログラム名
カンボジア	農業生産の振興	灌漑農業・営農改善
ラオス	食糧安全保障の確保	食料安全保障
マレーシア	南南協力拡大	南南協力支援
ミャンマー	農業・農村開発	農業研究開発・普及人材育成
タイ	地域協力	域内共通課題への取り組み
ベトナム	地方開発・生計向上	その他

（出所）国別援助方針、国別データブック、終了時評価報告書等

3.1.4 手段の適切性

越境性家畜疾病対策には国際的・地域連携が不可欠であり、フェーズ1・フェーズ2ともに、広域案件として東南アジア地域の地域連携を促進することが一つの目的であった。各国の実施機関の関係者間で、プロジェクトの活動の中に地域連携強化を意識した活動が組み込まれていたことは共通して認識されており、参加国関係者が共同作業として活動を行う場（フェーズ1では成果1に係る活動、フェーズ2では成果3に係る活動、その他・拠点国専門家派遣）が設定されていたとのことである。これにより、従来の地域レベルの会議等では情報交換に限定されていた成果が、体験を通じた理解やノウハウの獲得までに発展したとの意見もあった。たとえば、自国とは異なる他国の家畜疾病発生状況・政策状況・異なるコンテキストに接することによる行政・家畜疾病診断関係者の視野の拡大、タイやマレーシアなどの家畜疾病対策先進国から周辺国の技術移転、非拠点国での活動を通じた援助・協力スキルの獲得などが挙げられた。

したがって、越境性家畜疾病対策のための技術協力として、複数国をまたぐ広域アプローチを選択したことは、概ね妥当だったと判断する。

以上より、本プロジェクトの実施は、東南アジア地域や対象各国の畜産振興・家畜疾病防除政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また、手段として広域案件を採用したことも適切であり、妥当性は高い。

3.2 有効性・インパクト（レーティング：②⁸）

3.2.1 有効性

下記の各成果とプロジェクト目標の達成状況の判断に際し、プロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM という）上の表現に、和・英文の間で差異があった。例えば、プロジェクトを通して期待する体制や能力、連携の改善に関し、「構築」「強化」「定着」「整備」等の異なる語句が使用されていた。これに対し、混乱を回避するために、本事後評価では、体制や能力、連携の「強化」を目標としていたプロジェクトの基本計画⁹に倣い「強化」の有無に重点を置いた評価判断を行った。

3.2.1.1 フェーズ 1

1) プロジェクトの成果（アウトプット）

i. 成果 1 「口蹄疫を含む家畜疾病を効率的にコントロールすべく地域協力体制及び人材等が強化される。」

「家畜衛生に係る人材及び情報の蓄積・共有」との指標に対し、フェーズ 1 では、タイ人・マレーシア人の域内専門家の派遣、タイ・マレーシアでの研修実施、ホームページの公開やニュースレターの作成・配布等を通じ、対象国間での家畜衛生分野の情報共有が促進された。その結果、家畜疾病担当省・部門や中央レベルの検査・診断機関の間で、東南アジア地域内での公的な地域協力体制（各国間・各組織間での協定・同意に基づく関係）の基礎となりうるインフォーマルな関係（文書や協定に基づかないものの、人間関係を基本とする関係）が強化された。これにより、各国間の情報や知識の流通の向上による家畜疾病対策（特に緊急時）の迅速化や、類似の立場にいる者同士による相互扶助による能力強化、他国の現状に対して、踏査や共同作業等を通じた体験的把握に関する理解の促進がなされた。

一方、人材等の強化に関しては、ii.成果 2 に後述するように、家畜疾病技術に係る能力を中心に強化が図られた。この際、東南アジア地域協力の枠組みの中で、下記のようなプロセスが取られた。

- ① タイやマレーシアで研修を実施する
- ② 研修後に、関連した域内専門家を研修受講生の国・機関に派遣する。域内専門家は、研修受講者の実務内容を確認する。
- ③ 研修で学んだことが確実に実践されていない場合は、域内専門家と研修受講

⁸ 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

⁹ （フェーズ 2）第一次・第二次事前評価調査・実施協議報告書の当初の想定として、「国レベルでは、フェーズ 1 で挙げられた中央レベルでの成果を地方・現場レベルに展開すること、すなわち中央診断ラボと地方・現場レベルとの連携を強化し、中央レベルで有する疾病診断技術を地方・現場レベルの活動に活かしていくことなどを通じて、中央のみならず地方・現場レベルにおける家畜疾病診断能力の強化を図ることとする。加えて、各国ではパイロットサイトとして一地区選定し、パイロットサイトを中心に現場⇄地方⇄中央間の家畜疾病に係る通報体制を築くことにより、各国の家畜疾病監視体制の強化を図ることとする。また、地域レベルでは、越境性家畜疾病には国の枠を超えた地域としての取り組みが不可欠であることから、対象 6ヶ国の一層の連携を推進し、地域レベルのネットワークシステムの能力強化に取り組んでいくこととする。」と説明されている。

者がその解決策を考えたり、研修受講者の業務環境を共に整備したり、研修受講者の実務内容に対する助言や追加的な技術指導を行う。

これらのプロセスは、研修等の効果を高めたとともに、域内の関係者間としての意識が醸成されたという。なお、フェーズ2にもこのプロセスは引き継がれた。

ii. 成果2「家畜疾病診断技術が向上する。」

上記の研修活動や域内専門家派遣のほかに、各国別に日本人専門家派遣や機材供与が行われ、各国の中央レベルの検査・診断機関は、表7に記すとおり、5大越境性家畜疾病に加え、他の重要疾病に係る診断技術や関連知識を習得した。

表7 日本人・域内専門家が指導した診断・実験技術・関連知識

国名	習得した診断・実験技術
カンボジア	6種類の疾病に関する種々の診断技法。1) 口蹄疫、2) 豚コレラ、3) ニューカッスル病、4) 牛出血性敗血症、5) ブルセラ病、6) 鳥インフルエンザ
ラオス	5種類の疾病に関する種々の診断技法。1) 口蹄疫、2) 豚コレラ、3) ニューカッスル病、4) 牛出血性敗血症、5) 鳥インフルエンザ
マレーシア	2種類の疾病に関する種々の診断技法。1) 口蹄疫診断、2) 人獣共通感染症
ミャンマー	3種類の疾病に関する種々の診断技法。1) 豚コレラ、2) 結核、3) 鳥インフルエンザ
タイ	2種類の疾病に関する種々の診断技法。1) 口蹄疫、2) 豚コレラ
ベトナム	5種類の疾病に関する種々の診断技法。1) 口蹄疫、2) アヒルウイルス性肝炎、3) 牛出血性敗血症、4) 結核、5) 鳥インフルエンザ

(出所) JICA 提供資料

iii. 成果3「ワクチン製造技術及び品質管理技術が向上する。」

日本人専門家の派遣や機材供与を通じ、ラオスでは出血性敗血症オイルアジユバントワクチン、ミャンマーでは豚用口蹄疫オイルアジユバントワクチン、ブルセラ病ワクチン及び診断液、タイでは豚コレラ細胞培養ワクチンの製造が、新たに可能となった。また、これらの製造技術の導入開発に伴い、必要とされる製造工程における品質管理技術や製造したワクチンの野外効力評価の手法に関する研修も実施された。なお、カンボジアでは積極的な活動は行われず、具体的な成果は確認できなかった。

カンボジアでは、実施協議時に要望は挙がっていたものの、プロジェクト開始後にワクチンの国内生産はされていないことが判明し、研修等を通じた品質管理技術の支援は行ったものの、具体的な成果には繋がらなかった。

また、マレーシアについては、当初計画より、製造・供給については輸入生物学的製剤が多数承認されていることから、ワクチン製造が特段問題になっていなかったため、活動は計画もされなかった。

ベトナムに関しては、当初よりワクチン製造への要望は限定的であり、新規のワクチン製造等の成果はなかったが、品質管理に関する研修が提供され、習得された技術が国内活動に応用される等、成果が認められた。

以上より、本成果 3 は、カンボジアを除く各国において、当初計画通りの技術向上がほぼ認められ、成果 3 は概ね達成したと判断する。

表 8 ワクチン製造技術及び品質管理技術に係る当初の要望と成果

国名	実施協議時（2001 年）の要望	事後評価時に確認された成果
カンボジア	全ての出血性敗血症のワクチンの自国生産	プロジェクト前半に若干の活動はあったものの継続的な活動はなく、具体的な成果は確認されなかった。
ラオス	出血性敗血症オイルアジュバントワクチンの安定製造	出血性敗血症オイルアジュバントワクチンの製造が可能となった
マレーシア	要望は確認されていない	特に報告されていない
ミャンマー	ニューカッスル病及び口蹄疫のワクチン製造	豚用口蹄疫オイルアジュバントワクチン、ブルセラ病ワクチン及び診断液の製造が可能となった
タイ	豚コレラのワクチン製造が実用段階に至っておらず、この点に関しての技術協力	豚コレラ細胞培養ワクチンの製造が可能となった
ベトナム	口蹄疫ワクチンの品質検定	ワクチンの品質管理研修を受講し、ワクチンの有効性評価方法が国内調査活動で応用されるようになった

（出所）実施協議報告書、JICA 提供資料

iv. 成果 4 「家畜検疫技術が向上する。」

本成果 4 の家畜検疫技術の改善については、活動は限定的であり、具体的な改善は見られておらず、未達成であった。

ただし、周辺国間での家畜検疫手続きの調和化¹⁰の指標に対して、OIE/FAO との共催での家畜検疫及び家畜の移動管理に関するセミナーを実施するなど、家畜の移動に関する公的な議論の場が作られるなどの発展もあった。

本来であれば、成果 4 は、技術向上を目的としたものと読み取れるが、対象国において、動物検疫制度が未整備の状況下、動物検疫に対する意識の醸成が優先課題であり、本成果はこれに対応したものであった。実施協議調査団報告書では「このプロジェクトを通じ、周辺国における検疫の重要性を再認識させることは、結果的に不法に移動される家畜の数を減少させ、タイへの疾病侵入の危険性を減少させることが期待される。」と述べられている。すなわち、当初より、意識向上へのアプローチが検討されていたものであり、結果、家畜検疫の手続きの調和化に向けた意識醸成も、技術力向上の前提や基盤作りとして、意義あるものだったと考える。

¹⁰ 調和化は、プロジェクト目標の指標 2 とは異なる。計画時、タイ及び周辺国は調和化を重要課題と認識していたが、各国それぞれの取り組みが不十分であった上に、地域ぐるみの取り組みも全くなされていなかった。

2) プロジェクト目標達成度

i. 指標 1「プロジェクトの各周辺国で家畜疾病情報を共有するための共通システム」

継続的に情報共有が行われる体制については、成果 1 のとおり、インフォーマルな人間関係が醸成されており、指標 1 は、「強化」の点で達成されたと判断する¹¹。なお、中間評価時、「ここでの『共通システム』は IT 化を目的としたものではなく、継続的に情報共有が行われる「体制」を意味する」とされた。本事後評価においては、これに倣い評価判断を行った。

ii. 指標 2「プロジェクト関係国の間で導入された国際的に承認された診断手法¹²、ワクチン製造手法、家畜検疫手法の件数」

家畜検疫手法については、成果 4 のとおり具体的な改善はなかったものの、診断技術（成果 2）やワクチン製造（成果 3）等の技術は活動対象国全てでその向上が観察されており、指標 2 の件数は全体として増加し、概ね改善したと判断する¹³。プロジェクト活動の中心にあった各国中央レベルの検査・診断機関は、各国の家畜疾病診断技術のリソース機関であり、また、診断技術（成果 2）が、ワクチン製造技術（成果 3）や検疫技術（成果 4）の基本となることに鑑みれば、各国ともに診断技術に確固たる改善があった意義は大きい。

以上より、フェーズ 1 のプロジェクト目標は概ね達成された、と判断する。

3.2.1.2 フェーズ 2

1) プロジェクトの成果（アウトプット）

i. 成果 1「家畜疾病監視技術が定着する¹⁴」

表 9 のとおり、家畜疾病診断手法の改善・新規導入・強化のために、各国の一部地域をパイロット活動地域と指定して、家畜衛生機関関係者に対する研修や機材供与、専門家派遣が行われた。結果として、指標「家畜疾病関係機関で改善もしくは新たに導入された標準的診断手法の数」等の改善に繋がった。

¹¹ 上記 3.2.1 有効性の冒頭を参照。「構築」よりも、「強化」の有無に重点を置いて評価判断を行う。

¹² 事後評価時の聞き取りによれば、「国際的に承認された診断手法」の定義は、明確でなかったという。また、日本人専門家の支援した診断手法と OIE が定める標準的手法との相違もある、という。このような状況に対し、本事後評価では、プロジェクト期間中、日本人専門家が支援した手法を国際的に承認された手法とみなし、判断を行った。

¹³ フェーズ 1 のプロジェクトのデザインとして、成果とプロジェクト目標（または、それぞれの指標）について、重複する部分があった。フェーズ 1 では、成果が体制及び人材等の強化、技術の向上等プロジェクトの活動の結果起こり得る変化に関する指標が設定されていたが、プロジェクトで管理できる指標・活動の直接的な結果を描写する指標（例：研修実施数、マニュアル作成の有無、等）を成果指標に設定した方が、プロジェクトの論理がより明解だったと考える。

¹⁴ 上記 3.2.1 有効性の冒頭を参照。「定着」よりも、「強化」の有無に重点を置いて評価判断を行う。

表 9 家畜疾病監視技術の強化に係る活動

国名	活動内容
カンボジア	コンボンチャム県ラボラトリーへの機材供与と職員に対する寄生虫検査及び細菌検査の診断技術に関する研修及び専門家指導
ラオス	サワンナケット県ラボラトリーへの機材供与と職員への基本的細菌検査と診断に関する研修（フェーズ1国立動物衛生センターによる）と専門家指導
マレーシア	ジョホールバル地域獣医ラボラトリーに対し、ニューカッスル病の診断技術と組織培養によるウイルス分離に関する専門家指導。機材供与は簡易機材に限定
ミャンマー	マンダレー地域診断ラボラトリーに対する機材供与とブルセラ凝集試験、寄生虫検査に関する専門家指導
タイ	メーホンソン動物検疫ステーションに対する口蹄疫の ELISA 診断のための機材供与
ベトナム	家畜衛生地域事務所 No.4 に対する組織培養によるウイルス診断、その他細菌診断に関する専門家指導、クアンナム省家畜衛生局ラボラトリーに対する機材供与と基本的細菌検査や寄生虫検査の研修や専門家への指導

(出所) JICA 提供資料、終了時評価報告書

ii. 成果 2 「家畜疾病監視情報に係る体制が整備される」

本成果は、日本語の「整備される」に対し、英文では強化される (strengthening) が当てられている一方で、PDM の指標の一つでは、「対象各国における現場、地方、中央レベルを繋いだ適切な連絡・通報体制の構築 (establish)」が設定されている。つまり、本成果が目指したものは、現場—地方—中央レベルの家畜疾病情報の流通の改善やそれに関わる人的能力の強化か、それを越えた組織・行政能力の強化か、さらには、制度構築・整備までか、明確ではない。

本事後評価では、有効性冒頭に記載のとおり、具体的な制度の「構築」や「整備」よりも、制度や枠組みの「強化」に重点をおいて評価判断を行う。

結果、事後評価時の聞き取り結果によれば、フェーズ 2 を通し、現場—地方—中央レベル間の連絡・通報体制の試行、及び、研修を通して、現場・地方で家畜疾病対策に従事する者／ボランティアの家畜疾病発生報告の能力強化の機会が提供されたと考えられる。これにより、具体的な活動がなかったタイを除き、各国から現場—地方の間での情報の流れやコミュニケーションの円滑化など、改善例が報告された (表 10)。

以上より、家畜情報の連絡・通報体制の強化が認められ、本成果は達成したと考えられる。

表 10 パイロット活動を通じた家畜疾病監視情報の強化（各国関係者の認識）

国名	活動成果
カンボジア	研修を受けた村落家畜衛生ワーカーにより正確な情報が提供されるようになったという。
ラオス	研修を受けた村落獣医ワーカーからより迅速に情報が提供されるようになったという。その背景には、村落獣医ワーカーの疾病判断に必要な知識の獲得や郡農林事務所との関係構築があるという。
マレーシア	家畜疾病通報のための情報ネットワークシステムのモデル化を進め、コンピューターを基盤とした情報システムを導入するなど（2010年10月）のほか、村落レベルでの活動知見の蓄積がされたという。
ミャンマー	動物衛生ワーカーとの獣医官の関係性が構築されたことにより、家畜疾病に関する情報・通報を以前より多数受け取るようになったという。
タイ	プロジェクトの活動として、本成果に係る活動は行われていない。タイの国別プログラムは検疫ステーションへの検査・診断施設の設置・強化であったためである。
ベトナム	通信手段の発展の寄与もあり、臨床診断、レポート作成、通報の迅速さの点で、通報体制の強化がされた。

（出所）JICA 提供資料

iii. 成果 3「家畜疾病監視に係る地域（6カ国）レベルの枠組みが構築される」

各国の家畜疾病担当省・中央レベルの検査・診断機関間の公的な地域協力体制（各国間での協定・同意を締結したような関係）は特に構築されていない¹⁵。

しかし、その基礎となりうるインフォーマルな地域協力体制の強化のために、東南アジア地域ワークショップの開催、域内での研修・スターディーツアーの実施、タイ・マレーシア・ベトナムの専門家の周辺国への派遣等が実施された。その結果として、フェーズ 2 時には、各国の中央レベルの検査・診断機関の所長会議が設立されるなどし、各国間の技術者の連携と診断技術の調和を促進されるものとして期待された。

2) プロジェクト目標達成度

i. 指標 1「家畜疾病監視能力を十分に有する人員の数（地方拠点／県（一部中央）レベル、郡／区レベル、現場レベル）」

本指標は、プロジェクト期間中より、表 11 に示す研修実績で図られてきた。しかしながら、研修実績は、必ずしも「家畜疾病監視能力を有する人員の数」ではないところ、指標 1 の代替指標であったといえる。これに対し、本事後評価では、プロジェクト実施時より、表 11 を用いていたため、研修実績を使用した。しかしながら、代替指標であるが故に真の指標とのギャップがあり、また、目標値の設定の根拠も明確でなかったことから、上記のとおり、指標の達成・未達成については、種々の状況を鑑みて判断を行った。

¹⁵ 上記 3.2.1 有効性の冒頭の記述を参照。「構築」よりも、「強化」の有無に重点を置いて評価判断を行う。

表 11 のとおり、各国それぞれ、自国のパイロット活動に併せて、家畜疾病監視に関する研修を地方拠点／県、郡／区、現場レベルの職員・人材（動物衛生ワーカー等）に提供した。終了時評価では、これらの数に対して「相当数」との判断が与えられ、指標は達成したと判断された。また、相手国実施機関関係者間でも同様の意見は広く聞かれた。

これに対し、事後評価時においても、下記の 3 点から、改めて関連機関の能力強化や知見や経験を得る上で十分な研修が提供されていたと考える。

- ① 現場レベルを除く、地方拠点／県、郡／区レベルの研修受講者の実績については概ね目標値を達成しており、パイロット活動の実施の中心的役割を担った地方拠点／県、郡／区レベルの人材が目標数以上の研修に参加していたといえる。
- ② 現場レベルについても、マレーシアやミャンマーでは目標値を上回る実績を上げていた。
- ③ また、カンボジアやラオス、タイ、ベトナムでは、現場レベルの目標値は達成していないものの、十分な数の参加者がいた。そもそも、現場レベルの人材については、行政機関職員ではなく、ボランティア人材であり、正確な数の把握が困難であったり、研修参加を管理できる対象ではなかったりするため、地方拠点／県、郡／区レベルと比較し、目標値の妥当性は不明瞭であると考えられる。さらに、パイロット活動（現場-地方-中央レベル間の連絡・通報体制の強化）の内容より、下記の達成値でも、連絡・通報活動の試行には十分であるともいえる。従って、現場レベルの研修参加者数の目標値の未達成は、プロジェクト目標が掲げる家畜疾病監視能力の強化に対して、大きな負の要素とは判断できない。

以上より、地方拠点／県、郡／区レベルの人材の強化を中心に、家畜疾病に対する監視能力の強化は示唆され、指標 1 の代替指標である研修実績は未達成の点はあるものの、家畜疾病監視能力を十分に有する人員の数は十分に増加したと判断する。

表 11 フェーズ 2 で実施された研修参加者数（達成値／目標値）

国名	地方拠点／県 (一部中央) レベル	郡／区レベル	現場レベル
カンボジア	7/4	7/23	87/176
ラオス	21/3	31/40	121/162
マレーシア	51/2	65/11	296/202
ミャンマー	47/35	67/12	85/49
タイ	-	-	3/4
ベトナム	8/8	40/40	40/152

(出所) JICA 提供資料

ii. 指標 2 「収集・分析された疫学データの数」

パイロット活動を通して、地方・郡レベルで、強化・新規導入された方法により

診断・収集可能となった疾病データは、表 12 のとおりである。特に、下記に挙げられる家畜疾病診断技術は、概して、他ドナーの関与がなく、フェーズ 2 のみが機材供与や研修、専門家の指導を通して支援した技術であった。事後評価時点で、関係者からの聞き取りによれば、各実施機関で概ね活用されているという。従って、少なくとも一部疾病の診断技術に関しては、十分な能力・技術を有する人材が育成されたといえる。

表 12 パイロット活動を通し、新たに収集できるようになったデータ数・内容

国名	データの数	データの種類
カンボジア	2	内部寄生虫、出血性敗血症
ラオス	2	ウシ及び水牛の寄生虫、出血性敗血症
マレーシア	1	ニューカッスル病
ミャンマー	2	結核、ブルセラ病
タイ	1	輸入牛・水牛の口蹄疫
ベトナム	1	ブタコレラ

(出所) JICA 提供資料

以上、各指標より、フェーズ 2 のプロジェクト目標は、各指標について概ね達成されたと判断する。

なお、この判断においては、指標 2 を重視した。指標 1 では代替指標を用いた判断を行っていることが理由の一つである。また、パイロット活動を通し、各国ともに新たにデータを収集できるようになった疾病が増えたこと（指標 2）は、研修実施数（指標 1）よりも、各実施機関の業務の質やサービスの改善を直接的に描写するものであるためである。フェーズ 1 の上位目標に掲げられたような家畜衛生の改善といった課題解決への寄与も指標の 2 の方が明確であるといえる。

3.2.2 インパクト

3.2.2.1 上位目標達成度

1) フェーズ 1・指標「家畜衛生の改善」の有無

フェーズ 1 開始当初、「家畜疾病の改善」は、「家畜疾病発生率の改善」が指標として設定されていた。しかし、2005 年の中間評価以降は、より現実に即し、プロジェクトのモニタリングが可能となるよう「各国の家畜疾病分野における持続可能な体制整備」と変更された。すなわち、上位目標は、家畜の健康状態の改善から、家畜の健康を促進するための家畜衛生システムの強化へと修正された¹⁶。

家畜疾病の発生率については、上記、妥当性 3.1.2（表 3、表 4）で例示したが、越境性家畜疾病の多くは、事後評価現在も依然、各国で発生が確認されており、注

¹⁶ 家畜衛生の改善との日本語では、家畜の衛生状態と家畜の衛生管理のシステムの双方を含み得るが、英文の Improvement of animal health は前者を示し、後者であれば improvement of animal health system となり得る。

意が必要な状況にある。そもそも、家畜衛生の改善には、域内の情報流通技術や家畜疾病診断技術の改善のほかにも種々の要因（東南アジア地域内の家畜数の増減、獣医サービスの提供状況・質、行政組織能力、家畜農家の行動変容、違法な越境への取り締まりの整備状況等）が影響を及ぼすものである。

同様に、家畜疾病分野に置ける持続可能な体制整備についても、タイやマレーシアを除き、技術強化の面で開発援助機関の支援が必要な状況がある。

ただし、フェーズ1完了以降、その家畜疾病防除体制の発展に進捗が見られてもいる。例えば、フェーズ2において、中央レベルの検査・診断機関が、地方レベルの機関に対して、疾病診断技術のリソース機関としての役割を負えるようになったことや、下記、持続性 3.4.1 に示すとおり、制度面の充実化も進んだ。終了時評価のとおり、フェーズ1は、人材育成等を通して、家畜疾病防除体制の発展に寄与したところもある。

以上より、フェーズ1は、家畜疾病診断技術の改善や制度面の充実など家畜衛生の改善に貢献したものの、本プロジェクトのみでは対応できない種々の要因により、依然として家畜疾病発生状況や家畜防除体制の現状は、強化する必要がある、上位目標は達成していないと判断する。

2) フェーズ2・指標「地域レベルにおける越境性家畜疾病の監視体制の強化」

事後評価現在、東南アジア地域では、家畜疾病状況の監視に直接的・間接的に係る体制としては、下記のもの挙げられる。

- 2005年 OIE により導入された、新規の保健情報システム WAHIS
- OIE 第5次戦略計画 2011-2015 とそれに基づく、地域行動計画フレームワーク 2011-2015¹⁷
- 2004年に策定された GF-TADs（継続）
- 2013年に設立した ASEAN を基盤とした検査・診断機関のキャパシティ・ビルディング及びネットワークングのための地域戦略フレームワークや獣医疫学に関するキャパシティ・ディベロップメント及びネットワークングのための地域戦略フレームワーク
- 本プロジェクトが主導した中央レベルの検査・診断機関の所長会議
- 東南アジア・中国 FMD 地域キャンペーン（以下、SEACFMD という）の維持・発展

これらの中には、プロジェクト完了後に発足・策定された枠組みも少なくなく、東南アジア地域全体の越境性家畜疾病の監視体制は強化されてきたといえる。

これらのうち、因果関係が明確でないものもあるが、一部のネットワークの構築

¹⁷ 2011年以前には、類似の域内の戦略方針は存在していなかった。OIE 第5次戦略計画 2011-2015 にて地域連携の強化がより強調されたことにより、地域行動計画フレームワークの発出に繋がった。

に対しては、本プロジェクトの貢献も認められている。例えば、東南アジア地域における中央レベルの検査・診断機関の所長会合は、本プロジェクトがきっかけとなり開始され、プロジェクト期間中、第1回会合がマレーシアで、第2回会合がタイで開催され、さらに、プロジェクト完了後、FAO/OIEの支援の下、2011年に第3回会合がマレーシア、2012年に第4回会合がベトナムと、連番で開催されている。すなわち、本プロジェクトで開始された会合は引き継がれているといえ、中央レベルの検査・診断機関の所長会合を通し、東南アジア地域の地域連携にインパクトを与えているといえる。また、本プロジェクト実施中、共同声明が発表された家畜の移動管理は、SEACFMDキャンペーンの中で取り組まれており、本プロジェクトの活動を通して得られた議論が引き継がれたことで、東南アジア地域内の地域連携に資することができた。

以上より、フェーズ2の上位目標に掲げられた東南アジア地域内の地域連携強化はプロジェクト完了後に進展し、概ね目標を達成した。必ずしも因果関係は明確でない点もあるが、本プロジェクトはこれに一定程度の貢献をしたと判断する。

3.2.2.2 その他のインパクト

相手国実施機関関係者によれば、本プロジェクト（フェーズ1、2）を通してインフォーマルな人間関係が構築されたことにより、各国間の情報流通・コミュニケーションの円滑化・迅速化といった正のインパクトがあったという。さらに、各国間の情報流通・コミュニケーションの円滑化・迅速化は、家畜疾病の発生に対する早期警戒・管理の促進をもたらしたともいう。例えば、2010年のミャンマーでの口蹄疫の発生の際には、タイ・ミャンマー両国ともに、本プロジェクトを介して交流のあった専門家が窓口となり、口蹄疫対策の専門家同士の連絡体制が早期に構築され、迅速な対策を講じることができたという。

また、本プロジェクトは、実施期間中より、会議やワークショップの共同開催等を通して、OIEやFAO等他のドナーとの連携を図ってきたことで、東南アジア地域内の家畜疾病対策への日本の貢献をアピールすることができた。例えば、GF-TADs等の会議や他ドナーの報告書でも、本プロジェクトの活動が報告され、東南アジア地域における日本の家畜疾病対策協力の存在感が向上したと考える。

一方で、フェーズ2では、計画段階より、各国の地方におけるパイロット活動と広域活動の関連性がはっきりせず、また、パイロット活動の実施者と広域活動の参加者も必ずしも一致しなかった。また、遠隔によるコミュニケーションにより、日本人専門家や関係者が一堂に会する機会も限定的であった。これにより、域内の連携活動による効果の自国内への波及や自国内での活動の経験を他国と共有する機会は限定され、フェーズ2の活動のインパクトが一部制限されたと考えられる。

なお、事後評価時現在、各国の中央及び地方の家畜疾病診断施設からの診断・実験廃液や廃棄物による自然環境への負のインパクトは報告されていない。また、本

プロジェクトの活動では、住民移転・用地取得は実施されていない。

以上より、本プロジェクトの実施により、一定の効果発現が見られ、有効性・インパクトは中程度である。プロジェクト目標について、フェーズ1の家畜疾病防除技術の強化、フェーズ2の各国内の監視体制の強化はそれぞれ概ね達成した。フェーズ1の上位目標について、家畜衛生状況の改善に関しては、依然種々の取り組みが必要ではあるが、本プロジェクトの寄与が認められた。同様に、フェーズ2では、東南アジア地域の地域レベルの監視体制の強化に本プロジェクトの一定の貢献が認められた。

3.3 効率性（レーティング：③）

3.3.1 投入

表 13 フェーズ1投入の計画と実績

投入要素	計画	実績（終了時）
(1) 専門家派遣	長期 3 名（チーフアドバイザー、業務調整、家畜疾病防除） 短期 25 名程度	長期のべ 6 名（チーフアドバイザー、業務調整、家畜疾病防除） 短期 19 名（家畜疾病診断関連職）
(2) 研修員受入	R/D には研修員受入に関する記載はあるが、具体的な内容の記載はなし。	のべ 17 人（疫学、動物検疫、ワクチン製造、診断、等）
(3) 第 3 国研修	広域技術協力推進プログラム（RTCPP）下での訓練時実施	のべ 111 人（家畜疾病診断関連の研修が多数実施された）
(4) 機材供与	プロジェクト実施に必要な機材、器具、材料、及び車両等	診断・実験機器、ワクチン製造関連機器、車両等
協力金額合計	合計 6.2 億円（2001 年 3 月実施協議調査時）	合計 4.7 億円
相手国政府投入額	R/D への具体的な記載なし	実績不明。タイは研修員受け入れの際、研修料、講師料等を負担

（出所）JICA 提供資料

表 14 フェーズ2投入の計画と実績

投入要素	計画	実績（終了時）
(1) 専門家派遣	長期 3 名（チーフアドバイザー、業務調整、家畜疾病防除） 短期・必要に応じて随時派遣	長期 3 名（チーフアドバイザー、業務調整、家畜疾病防除） 短期のべ 39 名（疾病診断関連職）
(2) 研修員受入	必要に応じて随時受け入れ	12 名（動物疾病防除、動物検疫等）
(3) 第 3 国研修	R/D に特に記載なし	0 人（プロジェクト活動としての域内交流あり）
(4) 機材供与	プロジェクト実施に必要な機材、器具、材料等	診断・実験機器等
協力金額合計	4.5 億円	3.8 億円
相手国政府投入額	R/D への具体的な記載なし（支援スタッフに対する財政支援やタイ国内での研修費の負担等あり）	ラオス・2,500 米ドル、マレーシア・1 万 6400 米ドル、ミャンマー・2,271 万チャット、タイ・352 万 5000 バーツ、ベトナム・2 万 2,000 ドル（終了時評価時）

（出所）JICA 提供資料

3.3.1.1 投入要素

日本人短期専門家や拠点国専門家の周辺国への派遣、機材供与は、診断技術の向上等に大きく貢献したとして、相手国実施機関から高く評価されていた。また、①フェーズ1以前に日本人専門家から指導を受けたタイ人専門家が周辺国へ派遣された事例、②フェーズ1を通して能力強化が図られたベトナムの実施機関の職員がフェーズ2では周辺国へ専門家派遣された事例、③過去の無償資金協力で整備されたタイやマレーシアの施設が研修場所として活用された事例等も報告された。すなわち、過去の関連案件-フェーズ1-フェーズ2の関連に配慮した投入が行われており、過去の知見や関係性を活用した円滑な業務実施が促進されたことが示唆された。

ただし、広域案件であることで、業務調整の負担が増大した。これには、広域案件の前提にある遠隔のコミュニケーションの増加や関係者の数の増大が背景にある。遠隔のコミュニケーションは、物理的な距離だけでなく、国をまたぐことによる手続きの手間が発生するといった手続き上の距離も含んだ。

3.3.1.2 協力金額

協力金額は、フェーズ1及びフェーズ2それぞれ、計画の70.1%、84.4%であり、計画内に収まった。差異は、為替の変動（2000年前後より2012年頃まで、対ドル等で円高傾向にあった）やプロジェクト開始後の各国別活動の詳細設計、活動計画の修正等によるものと考えられる。また、フェーズ1では、タイ農業・協同組合省畜産振興局は、周辺国からの研修員受け入れに関して、研修員111名の研修料、講師料などの謝金を負担し、また、一部研修の実施会場となったタイの口蹄疫診断センターでの宿泊料を無料にして等の研修に係るコストを負担しており、費用の削減につながっている。

3.3.1.3 協力期間

フェーズ1及びフェーズ2の実施期間はそれぞれ5年、3年であり、協力期間は計画通りであった。

以上より、フェーズ1及びフェーズ2ともに協力金額・期間については、ほぼ計画通りであるため、効率性は高い。

3.4 持続性（レーティング ②）

3.4.1 政策制度面

（東南アジア地域の地域政策の持続性）

上記3.2.2.1上位目標達成度で述べたとおり、事後評価時現在、GF-TADsやASEANの取り組みなど越境性家畜疾病に係る東南アジア地域の地域政策・枠組みが存在している。このうち、OIE地域行動計画フレームワーク2011-2015やASEANの枠組

みは、フェーズ2完了後に設立されたものであり、東南アジア地域での地域連携の活性化が示唆される。従って、東南アジア地域内の地域政策の持続性は高い、と判断する。

(各国政策の持続性)

各国は、上記の東南アジア地域の地域政策・枠組みに準じ、表15のように、畜産振興政策と家畜疾病政策を策定し、獣医サービスに係るガイドラインや省令の整備、既存の法律の改訂などを進めてきている。対象国の一部では、プロジェクト実施期間中よりも、省令数やガイドライン数が増加しており、政策制度の充実化が確認できた。従って、各国の政策制度面での持続性は高い、と判断する。

表15 事後評価現在の畜産振興政策・家畜疾病政策

	畜産振興政策	家畜疾病政策
カンボジア	国家戦略開発計画更新版 2009-2013	国家戦略開発計画更新版 2009-2013
ラオス	第7次国家社会経済計画 2011-2015	第7次国家社会経済計画 2011-2015
マレーシア	第10次マレーシア計画 2011-2015	改訂・家畜疾病対策を規定する動物、その他各種サービス・プロトコル、ガイドライン、マニュアル
ミャンマー	国家中期優先フレームワーク 2010-2014	国家中期優先フレームワーク 2010-2014
タイ	第11次国家経済社会開発計画 2012-2016	第11次国家経済社会開発計画 2012-2016
ベトナム	社会経済開発戦略 2011-2020	獣医令・家畜疾病法が起案され、国会承認待機中。

(出所) 各国政策資料

3.4.2 カウンターパートの体制

(東南アジア地域の地域連携体制の持続性)

3.2.2.1 上位目標達成度で述べたとおり、事後評価時現在、東南アジア地域の地域連携体制は、主に OIE アジア・太平洋地域事務所を中心とする体制と、ASEAN の枠組みを基盤とする体制の二つが存在しており、地域連携体制は維持・強化されているといえる。また、後者は、プロジェクト完了時前後に発展してきたものであり、プロジェクト実施期間中よりも、地域連携体制の醸成が進んでいるともいえる。

(各国の実施機関の体制の持続性)

プロジェクト完了後、各国の実施機関も体制維持や強化を進めている。例えば、ラオスの農林省畜産水産局は、2012年、旧・国立動物衛生センターから現・国立動物衛生センターと国立動物衛生ラボラトリーへの分掌やこれまで県行政下にあった検疫所を中央農林省畜産水産局下へ移管するなど、発展的な組織改編を行っている。カンボジアにおいては、事後評価時現在、家畜疾病対策を主管する農林水産省家畜衛生生産課の局への昇格や権限拡大が見込まれている。

以上より、東南アジア地域の地域連携の体制及び各国の実施機関の体制は、プロ

ジェクト完了後も維持・発展してきた、といえる。

3.4.3 カウンターパートの技術

(中央レベルの実施機関の技術の持続性)

各国の中央レベルの検査・診断機関は、事後評価時現在も、種々のドナーの窓口機関となっており、国内の拠点診断施設となっている（表 16）。結果として、中央レベルの検査・診断機関は、技術力の維持を図りやすい環境に置かれ、本プロジェクトで支援された診断技術、ワクチン技術等は、現在も活用されているものが多い。また、各国ともに、OIE の獣医サービス・パフォーマンス評価調査団を適宜受け入れ、自国の行政能力やサービスの質の向上に取り組んでいる。また、中央レベルの検査・診断機関は地方の検査・診断機関や国内の獣医人材の能力強化の推進を担う組織として維持されている。

以上より、中央レベルの実施機関の技術は持続している、と判断する。

表 16 中央レベルの検査・診断機関の現状

国名	機関名	現状
カンボジア	国立獣医学研究所	ドナーの窓口機関として機能し、国内の家畜疾病拠点組織の頂点。鳥インフルエンザ対策の多額のドナー資金を基に、地方の検査・診断機関の設立・強化や地方人材への技術移転を実施。
ラオス	国立動物衛生センター	2012 年、国立動物衛生センターと国立動物衛生ラボラトリーに分掌し、検査・診断機能は後者に移管。2012 年、EU の支援を基に、施設及び診断機材を再整備。
マレーシア	国立獣医学研究所	フェーズ 1 以前から日本の協力相手機関。事後評価現在、マレーシア国内の唯一無二のリファレンス検査・診断機関。プロジェクト完了後、JICA の第三国研修の実施機関。
ミャンマー	ヤンゴン家畜疾病診断ラボラトリー	政策環境や試薬等の購入費用の課題があるが、支援した技術は、依然、使用。ワクチン製造も継続。隣接する口蹄疫ラボラトリーには我が国の無償資金協力を実施予定。
タイ	動物衛生研究所	長期の日本の協力相手機関。国際的な動物疾病に関する研究拠点。口蹄疫に関する OIE のリファレンス検査・診断機関も有し、国内外の人材の研修機関となっている。
ベトナム	国立獣医診断センター	ベトナムの中核診断センターとして機能。ベトナムの診断技術は、OIE の獣医サービス・パフォーマンス評価（2010 年）においては、5 段階中最高の 5 番目のレートを得ている。:

(出所) 現地調査時の踏査（観察・関係者からの聞き取り）より

(地方、現場レベルの実施機関の技術の持続性)

フェーズ 2 で支援したパイロット地域に関しては、プロジェクトに関与した人材が複数名業務に従事しており、概ねプロジェクトで強化が行われた技術は維持されていると考えられる。

3.4.4 カウンターパートの財務

(中央レベルの検査・診断機関の財務の持続性)

タイ、マレーシアについては、独自財源で家畜疾病防除に係る多種多様な活動を展開できるなど、持続性は高い。一方、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムについては、ドナーに依存し脆弱な面もあるが、各国ともに、高病原性鳥インフルエンザ対策を中心に、家畜疾病対策への資金の流入があり、財務的には潤沢な状況ができつつある。中央レベルの検査・診断機関の多くは、ドナー資金を基に機能や権限強化を図っており、ドナー資金を前提に持続性を確保している、といえる。

(地方・現場レベルの活動（パイロット活動）の財務の持続性)

多くの国で、活動資金の不足により、パイロット活動は、プロジェクト完了後に停滞している（表 17）。例えば、検査・診断機関の活動であれば必要な資材や消耗品の購入制限による活動の制限、村落レベルの地域活動であれば村落獣医ワーカー／ボランティアを招集して啓発活動を行う上での予算不足やワクチン接種活動時のワクチン購入費用の不足などが報告された。

表 17 パイロット活動の現状

国名	現状
カンボジア	プロジェクト完了半年後、移転予定を理由に、コンボンチャム県ラボラトリーが取り壊し。事後評価時現在、供与機材は適切に保管されているが、移転は未実施。検査・診断活動は停止中。現地調査時、コンボンチャム県は新たにラボラトリーを設置し、再稼働することを計画中。
ラオス	事後評価時現在、サワンナケット県の検査・診断機関は稼働しているものの、村落獣医ワーカーへの働きかけ等の活動は、活動資金不足により停滞。
マレーシア	ジョホールバル地域獣医検査・診断機関の研究活動、村落レベルでの活動も稼働。ニューカッスル病フリーゾーンの拡大等の成果。ただし、コンピューターを基盤とした情報システムは、外部委託者の組織内部トラブルにより活用・管理できていない。現地調査時、実施機関は、外部委託者にプログラムの引き渡しを働きかける等、問題解決に向け取り組んでいた。
ミャンマー	試薬の購入費用等の課題を抱え、マンダレー地域診断ラボラトリーの活動や動物衛生ワーカーに対する地域活動が停滞。2013年より JICA 中央乾燥地畜産振興アドバイザーが派遣され、上記ラボラトリーと連携しながら活動を展開中。
タイ	メーホーソン動物検疫ステーションは稼働。終了時評価時に動物検体数の減少が懸念されたが、プロジェクト完了後に回復（2010年と比較し、5倍程度）。周囲の大学の実習機関としての役割も担う。
ベトナム	家畜衛生地域事務所 No.4 は稼働。クアンナム省家畜衛生局ラボラトリーは稼働しているものの、供与機材は、知識・スキルの面で十分に活用できないとの意見も。郡獣医サービス事務所で実施された家畜衛生ワーカーの地域活動は、活動資金の不足等により、現在のところ持続されていない。

(出所) 現地調査時の踏査（観察・関係者からの聞き取り）より

このような活動資金の不足の背景には、疾病や対策の優先度の変化による予算配分の変化の影響等もあると考えられる。家畜疾病対策全体の予算が増加する場合でも、プロジェクトが対象としていた家畜疾病や活動の優先度が下がれば、十分な予

算配分が行われないことがある。

また、終了時評価調査報告書には、プロジェクト完了後の活動に関する提言はあるものの、十分な資金が得られない可能性がある中で、本パイロットの活動の継続・中止、知見・教訓の活用等に関する明確な出口戦略が議論されていなかったことも要因として考えられる。

よって、財務的な持続性に関しては、中央レベルの検査・診断機関では問題ないが、パイロットプロジェクトでは課題を抱えているといえる。

以上より、フェーズ1より支援を行ってきた中央レベルの検査・診断機関に関しては、政策面・組織面・技術面・財務面での持続性が高いといえるが、フェーズ2で支援を行ったパイロット活動については財務状況に軽微な課題を抱えており、本プロジェクトによって、発現した効果の持続性は中程度である。

4. 結論及び教訓・提言

4.1 結論

本プロジェクトは、東南アジア地域の家畜衛生状況の改善や畜産物へ悪影響の緩和といったニーズに応じるものであり、同じく対策構築のための能力強化を期待する東南アジア地域の政策や各国政策とも整合するものであった。さらに、東南アジア地域の人材育成や家畜疾病防除に積極的であった日本の援助政策とも合致し、妥当性は高かった。事後評価時において、家畜衛生状況の改善までには至ってはいないものの、プロジェクト活動を通し、越境性家畜疾病対策の中核をなす家畜疾病診断・検査技術の改善、人的交流・コミュニケーションの促進など、一定の貢献が認められ、有効性・インパクトは中程度と判断する。各種活動は計画通りに行われ、効率性は高かった。そして、事後評価時、家畜疾病対策の優先度は依然高く、実施機関の体制も維持され、フェーズ1より支援した中央レベルの検査・診断機関の活動も持続していたが、フェーズ2の試験的な活動（以下、パイロット活動という）は、一部の対象国で、財政的な課題等により停滞しており、持続性は中程度である。

以上より、本プロジェクトの評価は高いといえる。

4.2 提言

4.2.1 カウンターパートへの提言

[国内連携の強化]

本プロジェクトでは、国内関連機関の関係（「中央」から「地方」、「現場」）強化や連携に対しては十分に支援されていなかった。特に、フェーズ2では、東南アジア地域内の地域連携活動とパイロット活動の連携の不足が発生し、インパクトを限定した。今後も家畜疾病対策は、東南アジア地域内の地域連携と国内対策が平行して施行されることから、それぞれの活動成果の相乗効果や持続性を高め

るべく、各国と地域連携を担う「中央」が「地方」「現場」に接することができるよう、例えば、関係性を強化する取り組み（中央から地方の検査・診断機関とのコミュニケーションの頻度の増加、等）を実施・拡大していくことが求められる。

4.2.2 JICA への提言

[より各国国内の家畜疾病対策へ重点をおいた支援]

日本による東南アジア内の地域連携への貢献は、日本政府による GF-TADs 等への資金拠出、OIE アジア・太平洋地域事務所（事務所は東京）との協力、OIE 連携による無償資金協力による機材供与等、本プロジェクト完了後も、別途、継続されている。また、現状では、東南アジア地域に複数の地域連携の枠組みも存在している状況である。従って、JICA の役割としては、東南アジア地域内の地域連携に対して更なる技術協力を行う必要はない。

しかしながら、カンボジアやラオス、ミャンマー、ベトナムについては、依然、国内の家畜疾病対策に必要な施設・機材インフラの整備や行政能力の強化は必要である。事後評価時、既に、実施機関は新規案件の要請を挙げていたり¹⁸、採択に至っていたりする場合¹⁹もある。このような新規案件の検討には、OIE や FAO と情報交換を図ることが期待される。また、本プロジェクトの最大の成果である各国中央レベルの検査・診断機関の診断能力を活用・普及することが望ましく、例えば、フェーズ 2 でも取り組まれた地方部の診断能力強化やタイで行われたような検疫所の能力や検疫システムの強化、また、関連分野への応用として食品安全衛生分野での検査能力の向上等も検討することが可能である。

4.3 教訓

1) [共同作業の場の醸成]

地域連携の強化を目的とした広域案件では、単なる情報交換を越え、参加国関係者の共同作業の場への参加の工夫や場の演出²⁰をするとともに、日本人専門家のみならず、参加各国それぞれが他国に対するリソース²¹となり得る可能性をプロジェクト・デザインで考慮することで、有効性やインパクトを高めることができると考えられる。

2) [広域案件の運営管理上の配慮要素を確認した上での計画立案の必要性]

広域協力の計画立案では、プロジェクトの運営管理上で特別な配慮の必要な活

¹⁸ ベトナムやラオスでは実施機関より新規案件の検討・要請を行っている。

¹⁹ ミャンマーの口蹄疫ワクチン製造施設に関する無償資金協力等

²⁰ 参加の工夫や場の演出としては、複数国参加者が一同に集まる研修、指導者の丁寧な付き添いのある実技訓練、実用的な内容・カリキュラムの策定、研修に関連した域内専門家の派遣等がある。

²¹ 域内専門家の送り出し国は、隣国にとって技術や知識のリソースとなり得る。しかし、隣国もまた、域内専門家の送り出し国にとって、援助経験の場や異なるコンテキストにおける家畜疾病対策の学習の場となる。

動要素を確認した上で、計画立案をする必要がある。例えば、特別な配慮の必要な活動要素には、下記のようなものが考えられる。

- 広域活動と国内活動の連関を図ること（広域案件の場合、国内活動と広域活動の二つの視点がある。広域（地域連携）活動の実施者や対象者、各国の国内活動の実施者や対象者が異なることがある。それぞれの役割や優先度、関係性が明確でないと、広域活動と国内活動の連関が発生しなくなる。）
- 遠隔のコミュニケーションによる業務負担の軽減を図ること（広域案件の場合、日本人専門家が各国の活動地に常駐・滞在する機会は減少し、コミュニケーションが遠隔なものとなりやすい。結果として、関係者間のコンセンサス形成が難しくなったり、精算業務等、近接コミュニケーションが必要とされる作業の負担が増えたりする²²。これに対し、例えば、プロジェクトの運営方法の文書化やツールを作成し共有するなどの活動を計画に盛り込むことで、各国間の業務のばらつきを緩和し、業務負担の軽減を図ることができる。

3) [政策上の優先疾病の変化に対応可能な行政能力強化の必要性]

事後評価時、高病原性鳥インフルエンザ対策に対して、多大な資金が流入している一方で、優先度の下がる疾病もあり、本案件で取り組んだ活動が停止し、強化された能力や経験が活用されない状況も発生している。さらには、優先疾病が変わる度に、疾病防除体制を一から強化することもある。政策上、対応すべき疾病の優先度が変わることは致し方がないことであるが、このような変化に対応するためには、援助プロジェクトには、成果や経験を特定の疾病に関わらず利用できる疾病横断型の行政能力の強化の取り組み（組織・サービス運営能力強化、疾病情報システム強化、サービスの品質保証のための取り組み等）を必ず組み込むことが望ましい。これにより、将来的に対応すべき疾病の優先度が変化したとしても、ある疾病で得られた経験や教訓を別の疾病に活用することができるようになる。

4) [プロジェクト完了後の相手国機関の自助努力により達成し得る上位目標の設定]

上位目標は、プロジェクト目標との因果関係を明確にするとともに、プロジェクト完了後の相手国機関の自助努力により達成し得る目標の設定が望ましい。例えば、プロジェクトを通して強化された家畜疾病防除技術の制度化や本プロジェクトが支援した家畜疾病防除技術を有する機関やサービスの拡大などがあり得る。

5) [予算状況や政策に鑑みたパイロット活動の出口戦略の立案]

²² 直接面会する必要がある業務を行う場合、国をまたぐために面会のアポイントメントの調整や移動に手間や時間を要したり、海外渡航のための手続き等が生じたりする。

本プロジェクト完了後、多くの対象国でパイロット活動が持続していない。その背景には、家畜疾病対策予算の分配や明確な出口戦略の不備などが示唆された。パイロット活動を行う際には、予算状況や政策に鑑み、完了後のパイロット活動やその成果のあり方²³、出口戦略を緻密に計画しておく必要がある。

BOX: 広域・技術協力プロジェクトの計画時の整理項目

I. 目的

国際協力機構（JICA）は、広域協力を実施する際の取り組み方について、各種広域案件の経験を基に「国境を越える課題 広域協力形成・実施ハンドブック」（2008）をまとめている。今般、東南アジア地域「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画（フェーズ1）／カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画地域協力プロジェクト（フェーズ2）」及び南米地域「広域協力を通じた南米南部家畜衛生改善のための人材育成プロジェクト」という家畜疾病対策の強化に係る技術協力プロジェクト 2 案件の事後評価に際し、同ハンドブックの視点に基づき、両案件の比較分析を行い、広域案件の実施に係る教訓を整理した。

II. 教訓

- 1) [広域の技術協力案件の特有のアウトプットとアウトカム] 対象とする事業の範囲が広い広域の技術協力案件のアウトプットやアウトカムは多種多様である。広域案件の実施の妥当性を高めるためには、案件の置かれる環境や各国の状況とともに、期待するアウトプットやアウトカムの難易度等を整理して案件形成を行うことが必要である。
- 2) [案件実施の初期条件への注目] 広域の技術協力案件の計画立案においては、実施機関の役割の有無や既存の地域連携の有無、計画案件と既存の地域連携の連関の有無等の初期条件を整理することが肝要である。
- 3) [各国間の活動の断片化の防止と連携強化のデザイン] 広域の技術協力案件では、小さな二国間プロジェクトの集合体になる可能性がある。それを回避するには、対象国間で、プロジェクトの目標や成果、活動、受益者や実施者、運営管理方法の統一を図ることが望ましい。例えば、プロジェクト目標の設定においては、広域の技術協力案件が地域連携等の変化を期待するアプローチであるならば、プロジェクト目標に広域の視点に関するアウトカム、またはそこに至るプロセスの途中で発生する中間アウトカムを PDM 上で明確に表現することが望ましい。
- 4) [域内リソースの活用] 域内リソースの活用は、広域の視点からは①域内の課題対

²³ 例えば、パイロット活動に持続性を求めるか、否かをプロジェクト完了時まで明確にしておくことが望ましい。その上で、パイロット活動の持続性を求める場合は、具体的に持続性を高めるための方策を計画することが望ましい。パイロット活動の持続性を求めない場合であれば、得られた成果をどのように活用するのか、どのように関係者と共有をするのか、といったことを計画することが望ましい。

応能力の向上、プロジェクト実施の視点から②費用軽減、広域案件の拠点となる国の視点からは③域内リーダーとしての責務や国際協力経験の醸成等より、妥当性を有する。一方で、①プロジェクト・デザインの複雑化、②遠隔地域間のコミュニケーション、③関係者の増加とそれに伴うコンセンサス形成の負担増といったデメリットも存在する。

- 5) [広域協力に参加する対策先進国の活用] 対策先進国が広域協力の拠点国として参加することは、域内で専門家派遣や研修員受入が行えるといった域内リソースの活用や拡充の点から利点がある。しかし、非拠点国の関係者は、これらの利点を必ずしも認識しておらず、国内のニーズの解決を優先し、対策先進国からのリソース活用が十分にできていない場合がある。拠点国・非拠点国ともに、地域連携の強化にあたる実施機関と国内体制・能力強化の実施機関を一致させるなどの工夫を行い、非拠点国の地域連携への意識の向上を図るとともに、拠点国のリソースが有効活用されることが望ましい。
- 6) [広域案件の調整業務負担の軽減] 広域の技術協力案件では、遠隔のコミュニケーションが中心となることから、調整業務の負担が見込まれ、調整業務を担う専門家の投入や増員等の対応が必要となる。また、プロジェクトの運営方法の文書化やツールを作成し共有を図るなど、各国間の業務のばらつきを緩和し、業務負担の軽減を図る必要もある。

(以 上)